

丘珠空港周辺の賑わい創出検討に関する調査業務 仕様書

1 業務の目的

札幌市では、令和4年11月に策定した「丘珠空港の将来像」において、「空港と周辺地域との調和と共生」に取り組んでいくことを掲げ、空港周辺の地域住民をはじめとした市民と協議しながら、環境への配慮や空港周辺の賑わい創出等に資する取組を進めていくこととしている。

本業務は、空港周辺地域住民を対象に、空港の利用動向や、将来的な空港及び空港周辺の在り方等に関する意見やニーズを調査し、空港と周辺地域との調和と共生に資する取組を立案するとともに、その実施可能性を検証するものである。

2 委託期間

契約日から令和6年3月22日（金）までとする。

3 業務履行の前提

本業務は、丘珠空港の将来像（特に下表に記載の事項）及び空港を取り巻く社会環境等を十分に踏まえて計画、履行すること。

表 業務履行に当たり特に踏まえるべき事項（丘珠空港の将来像より）

- ・ 将来的な滑走路延伸長は300m程度（他、空港整備イメージは将来像解説書 p3 参照）
- ・ 延伸後の就航路線は、道内6路線程度、道外10路線程度
- ・ 延伸後の旅客数は年間100万人程度
- ・ 滑走路延伸等の空港機能強化に伴い、騒音等環境への配慮及び空港周辺の賑わい創出等、空港と周辺地域の調和と共生に向けた取組を行うこと
- ・ その他、業務着手後に市から提供する情報

4 業務内容

(1) アンケート調査

ア 調査対象

札幌市の担当者（以下、「市」という）が、丘珠空港周辺地域^{*}在住の市民から本市電算システムを使用し無作為に抽出した1,500人程度を対象とし、統計上、許容誤差5%、信頼度95%を満たすために必要な回答数（概ね380人以上）を確保するための工夫を行うこと。

※丘珠空港周辺地域：以下のまちづくりセンター所管区域

北区：篠路茨戸、太平百合が原、屯田、拓北・あいの里

東区：栄西、栄東、伏古本町、丘珠、札苗

イ 調査内容

丘珠空港周辺地域の住民を対象に、現況における丘珠空港及び周辺地域の利用動向（空港等を訪れる際の目的、移動手段等）を把握するとともに、将来的に丘珠空港及び周辺に求める施設や機能等を把握することで、今後の空港整備検討や、「(3) 賑わい創出策等の立案・評価」で行う周辺の賑わい創出検討等の基礎とするもの。

ウ 調査時期

アンケートは令和5年8月の中旬～下旬頃の発送を予定し、返送の締切は発送から概ね2週間後とする。具体的な日程は市と協議の上で決定すること。

エ 調査票の作成・印刷

「イ 調査内容」に記載した事項を把握するための調査票を作成すること。

調査票は、市が作成した想定設問（別添1：丘珠空港の利用等に関する市民アンケート項目案）も参考に、市民意識調査に関する専門的知見を生かして設問の内容や表現、選択肢の配列等を工夫し、回答者が理解しやすく、回答しやすいものとする。また、本業務の目的を踏まえ、市と協議のうえで、必要に応じて設問を追加すること。なお、調査票には、「(2) ワークショップの企画・運営」に示すワークショップの参加募集に関する内容を盛り込むこと。

調査票の仕様は、A4判（上質紙）、白黒・両面印刷を想定している。

調査票の記載内容及び同封する資料の内容の詳細については、市と協議のうえで決定すること。

オ 調査票等の発送

受託者が作成する発送用の封筒（角型2号）に、「エ 調査票の作成・印刷」で作成する調査票等の書類及び市が支給する返信用封筒（長形3号）を同封し発送すること。発送時に使用する宛名については、市が「ア 調査対象」で抽出した調査対象者の宛名シールを作成し、受託者へ提供する。

それぞれの封筒への必要事項の印字は受託者が行うこととし、印字内容については、市と協議のうえで、発送前に確認を取ること。

なお、市が支給する返信用封筒には、空港活用推進室の住所、料金受取人払いに必要なバーコード、番号等の必要な情報を印刷すること。

発送にかかる印刷・封筒代等の費用は受託者の負担とし、発送を証明する郵便局の証明書類を提出すること。返信を受け取る際に発生する費用は市が別途支払いを行うため、本業務には含まないものとする。

カ 調査票の引き渡し方法

市は、「オ 調査票等の発送」により受託者が発送し、市が回収した調査票を、1週間に1回以上の頻度で受託者に引き渡すものとする。調査票の引き渡し方法については、別途市と協議するものとする。宛先不明で返送された封筒は、市が管理する。

キ 調査票の入力・分析方法

引き渡しを行った調査票のすべての回答を入力し、速やかに集計すること。集計に当たっては、基本情報（年代、居住地、家族構成、職業、自家用車の所有状況など5項目程度を想定）とその他の各設間とのクロス集計を行い、図や表、グラフを用いる等の工夫により、わかりやすく、見やすい形で取りまとめること。なお、予期せぬ回答の取り扱いや、設間間のクロス集計が必要と思われる場合の対応については、別途協議のうえで決定する。

(2) ワークショップの企画・運営

以下のワークショップの企画準備、資料作成、会場設営及び撤収、議事進行、意見の取りまとめ等を行うこと。

ア テーマについて

ワークショップのテーマは、空港周辺の賑わい創出や空港整備に関する市民の意見やアイデアの収集、把握に繋がるものとし、具体的なテーマ（複数可）については市と受託者との協議により決定する。

イ 参加対象者と募集方法

ワークショップの参加対象者は、空港周辺地域在住の市民とする。募集方法は、「(1)エ 調査票の作成・印刷」で作成する調査票に必要事項を記載し、「(1)ア 調査対象」に示した方法で無作為抽出した市民に送付すること及び本節「(4)ニュースレターの作成」において作成するニュースレターの地域回覧による公募を基本とする。参加者は1回当たり30人程度とし、参加希望者が多数の場合は、より多様な視点で議論ができるよう、希望者の属性（世代、居住地など）を考慮し、様々な属性の市民をバランス良く選定すること。

ウ 実施回数等

ワークショップの回数は2回を予定する。実施時期は令和5年10月頃を想定しているが、アンケートの実施状況も踏まえ、日時等の詳細は市と協議のうえで決定すること。

エ 運営方法

参加者を複数にグループ分けし、各グループでテーマに沿った議論を行うものとする。実施時間は最大3時間程度を想定している。実施の際には、グループごとに進行役（ファシリテーター）を配置すること。その他、運営に係る詳細については、市と受託者との協議により決定するものとする。

オ 会場・資機材等

ワークショップの会場は市が用意することとし、日程や会場選定等について市と協議すること（仮に会場を空港ビルとする場合は、本市が企画、実施する空港施設見学等のイベントも併せて開催するので、調整の上でワークショップの企画・運営を行うこと）。ワークショップに必要な資機材一式（ペン、付箋、模造紙、パソコン、プロジェクタなど）は受託者にて用意すること。

カ 感染症の流行等への対応について

感染症の流行等の不可抗力により、一堂に会する形式での開催が困難な場合の対応については、市と協議すること。

キ その他

上記以外で、ワークショップの企画、運営に関することについては、適宜市と協議のうえで決定すること。

(3) 賑わい創出策等の立案・評価

丘珠空港の将来像の実現に伴い、将来的に空港敷地が拡張（滑走路延伸、格納庫整備等）されることとなった場合に、滑走路に隣接する丘珠空港緑地の一部が空港用地に転用されることを想定して、緑地の機能を維持しつつ、空港周辺の賑わい創出に繋がる策を立案し、その実施可能性を評価、検証するもの。

ア 対応策の立案

- ・「3 業務履行の前提」に示した内容や、本業務で実施するアンケート及びワークショップの結果等を参考に、丘珠空港の将来像の実現に伴う空港機能強化が丘珠空港緑地の機能に与える影響について整理すること。
- ・空港機能強化後において、丘珠空港緑地の機能を維持しつつ、空港周辺の新たな賑わい創出（市民の交流促進や集客性の向上等）にも繋がる緑地や公園等の整備方法（整備する場所や配置する機能、管理運営を含む事業手法等）について、他都市事例等も参考にしながら幅広い視点のもとで最低3案を立案し、その実現可能性を比較検証することで、本業務実施時点において最も効果的と考えられる整備方法と課題を整理すること。その際、既存の丘珠空港緑地外の土地を整備場所として想定する場合においては、可能性調査の段階であることに鑑み、場所を明確に特定した検討は行わないこと。

イ 評価の視点

「ア 対応策の立案」で整理した各案について、有効性と実現性の観点で比較検討を行い、本業務実施時点における緑地や公園等の整備の可能性を評価すること。なお、比較検討については、複数の評価視点により多角的かつできるだけ客観的に実施すること。

ウ その他

- ・検討の前提条件や検討方法の詳細等については、市と協議の上で決定すること。
- ・本検討はあくまで今後の可能性調査として行うもので、緑地や公園等の整備を確約するものではないことに留意すること。

(4) ニュースレターの作成

ア 令和5年6月に開催予定の第1回地域協議会の結果報告や、アンケート、ワークショップ、第2回地域協議会（令和6年1～3月頃の実施を予定）の開催及び結果等を周知するためのニュースレター（A4両面×1枚/回、4色カラー）を作成する。回数は4回を予定し、各回の作成期限は市との協議により決定とする。

イ ニュースレターの印刷、回覧は市が行い、本業務には含まないこととする。

ウ ニュースレターの原稿は、電子データで市に提出すること（データ形式はPDFやai形式を想定）

※第1回、第2回地域協議会の企画運営は、本業務には含まない。

(5) 報告書の作成

(1)～(4)を取りまとめた業務報告書を作成すること。

4 成果物

- (1) 業務報告書 A4判 3部
- (2) 報告書電子データ CD-ROM 1枚
- (3) その他市が適正な業務履行確認のため、特に必要と認めた書類

5 環境への配慮

本業務においては、札幌市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- (4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- (5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (6) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

6 特記事項

(1) 守秘義務

受託者は、本業務を通じて知り得た秘密を第三者に漏えいすること及び資料並びにデータの紛失、滅失、毀損、盗難等を防止するために必要な措置を講ずること。

受託者は、市より廃棄の支持を受けた時は、速やかに個別調査表及び集計結果データの内容を破棄し、その処理経過は書面をもって、市へ報告すること

(2) 個人情報の保護

市は、本業務に関連した個人情報の取り扱いについては、本市「事業者が保有する個人情報の保護に関する指針」及び別添2「個人情報取扱留意事項」に基づき、適切な措置を講じること。

(3) 身分証明書の携行等

受託者の作業従事者は、本市の施設内及び本業務に関して立ち入りが必要となる本市以外の施設内では、常に身分証明書を携行すること。また、本市施設内においては、市が許可しない限り、作業上必要でない場所へ無断で立ち入らないこと。

(4) 疑義の解消等

業務の実施に当たって必要な事項のうち、本書で明記の無い点または疑義が生じた場合、並びにこれに係る変更を行う場合には、必ず市と協議し承認を得ること。

(5) 成果物に係る留意事項

本業務成果物については、意味不明、不完全またはあいまいな表現の記述をしないように留意し、専門的または特殊な法律・技術用語については用語解説または注釈を付記すること。

成果物の納入後、市において実施する成果物検査の結果、本仕様書記載の内容と著しく異なる又は不足する場合は、受託者の責任において関連する項目を精査し、当該個所の修正又は追加を行うこと。

また、市は、本業務の報告書等の成果物の一部または全部をホームページに掲載することができるものとする。受託者は、この点を念頭に成果物を作成すること。

(6) 著作権等

受託者は本業務の遂行により生じた著作権（著作権法第 27 条及び 28 条に定められた権利を含む。）を、成果物の納入、検査合格後、ただちに市に無償で譲渡するものとする。また、受託者は、委託業務の遂行に当たり、第三者の知的財産権（著作権、意匠権、商標権等）、プライバシー又は肖像権・パブリシティ権その他の権利を侵害しないこと。

7 参考資料

本業務を履行するに当たり最低限踏まえるべき資料は以下のとおりとする。

- ・第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン（ビジョン編、令和4年、札幌市）
- ・第2次札幌市都市計画マスタープラン（平成28年、札幌市）
- ・札幌市立地適正化計画（平成28年、札幌市）
- ・平成30年度丘珠空港利活用検討関係者会議等運営支援業務報告書
- ・令和元年度丘珠空港利活用の在り方検討業務報告書
- ・令和2年度札幌丘珠空港周辺地域土地利用等基礎調査・分析業務報告書
- ・令和4年度札幌丘珠空港周辺地域利活用等検討業務報告書
- ・丘珠空港の将来像（令和4年11月、札幌市）
https://www.city.sapporo.jp/shimin/okadama/rikatsuyo/documents/okadamakuukounosyouraizou_r4-11.pdf
- ・丘珠空港の将来像（解説書）
<https://www.city.sapporo.jp/shimin/okadama/rikatsuyo/rikatsuyokento.html>
- ・丘珠空港の将来像に関するパブリックコメント結果（令和4年9月、札幌市）

丘珠空港の利用等に関する市民アンケート項目（案）

1 基本情報（属性）

年代、居住地（条丁目まで）、家族構成、職業、自家用車の所有状況 など

2 空港の利用について

○空港を訪れる目的と頻度等

<目的（複数可）>

・飛行機への搭乗、送迎、飛行機の観察・撮影、レストラン、売店、探検広場 など

<頻度等（目的ごとに選択）>

・1回／年程度、1回／半年程度、1回／月程度、1回／月以上、ほとんど訪れない など

・平日／休日

○空港を訪れる際の主な移動手段（ひとつだけ選択）

・自家用車、タクシー、路線バス、空港連絡バス、自転車・徒歩 など

3 空港緑地の利用について

○空港緑地を訪れる目的と頻度等

<目的（複数可）>

・運動（ランニング、パークゴルフ等）、遊具の利用、休憩、飛行機の観察・撮影 など

<頻度等（目的ごとに選択）>

・1回／年程度、1回／半年程度、1回／月程度、1回／月以上、ほとんど訪れない など

・よく利用するのは… 南東／南西／北東／全体

・平日／休日

○空港緑地を訪れる際の移動手段（ひとつだけ選択）

・自家用車、タクシー、路線バス、自転車・徒歩 など

○空港緑地を訪れた際の滞在時間

・1時間以上、30分程度、15分程度 など

○緑地を訪れた際に、併せて空港を利用することがあるか

・ある／ない

・その際の利用目的は

4 空港及び周辺に期待すること

○空港敷地内にどのような施設や機能があれば、今以上に空港を訪れたいと思うか（複数可）

・飲食店、物販店、住民交流スペース、会議室、就航地の物産販売所、特に無し など

○空港周辺にどのような施設や機能の立地を期待するか（複数可）

・商業施設、宿泊施設、緑地の機能拡充、駐車場、特に無し など

○空港へのアクセスについて、どのような手法が望ましいか（ひとつだけ選択）

・駐車場の拡充、バス路線・便の充実、デマンドバス等新たな交通手段の導入 など

5 航空機騒音に関すること ※夏期と冬期、2パターンの設問を設ける

○日常生活において、航空機（ヘリコプター以外）の騒音が気になるか

・非常に気になる、気になる、あまり気にならない、ほとんど気にならない

○日常生活において、ヘリコプターの騒音が気になるか

・非常に気になる、気になる、あまり気にならない、ほとんど気にならない

6 自由記載

個人情報取扱留意事項

1 本業務の遂行における個人情報の管理について

本業務の遂行にあたり、受託者は個人情報の取扱い責任者を定め、札幌市個人情報保護条例、札幌市情報セキュリティポリシー等に基づき、個人情報の適正な保護を図らなければならない。

アンケート調査の実施にあたり、郵便物の発送、アンケートの集計等において、知り得た個人情報を他に漏らしてはならず、入手される市民の個人情報の取扱いは、全て市の指示に従わなければならない。また、本業務以外のいかなる目的にも使用してはならない。さらに、本業務が終了した後においても、知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

2 個人情報として管理する項目

本業務において個人情報として管理する項目は以下のとおりとする。

業務の遂行にあたり、管理する項目に疑義が生じた場合は直ちに市に確認するものとする。

- ①郵送時の宛名シール、送付票等に記された住所、氏名等
- ②返送されたアンケートに記載された住所、氏名、年齢、性別、その他内容により個人が特定される可能性のある記載事項
- ③その他市が指示する項目

3 管理について

- ①発送作業における作業員、作業場所、発送日について、予め市に通知すること。
- ②発送日には全数を発送するものとする。
- ③個人情報が記録された資料等を、通知した作業場所から持ち出してはならない。
- ④回収したアンケートの受取や返却をする際には、打合せ簿や確認簿等を用いて、日付、アンケート数等を記載し、市・受託者両方で確認を行うこと。
- ⑤アンケートの集計・入力作業における作業員名、作業場所について、予め市に通知すること
- ⑥アンケートの受取りから返却までの期間、受託者はアンケートを適切に管理すること。

※「適切に管理する」とは、業務に関係する者が業務以外の目的で使用しないよう指示するとともに、保管にあたっては施錠できる場所とする等、業務に関係しない第三者に対し、閲覧できない状態で管理することを意味する。

4 その他

受託者は、本業務の遂行にあたって、市から提供された個人情報が記録された資料等を、市の承諾を得ることなく複写し、又は複製をしてはならない。

また、受託者は「個人情報取り扱いに関する事項」に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに市に報告し、市の指示に従うものとする。